

広島県告示第千百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	ウエルビイ株式会社
介護予防サービス事業所	主たる事務所の所在地	東京都港区六本木六丁目一〇番一号
介護予防サービス事業所	名 称	サンキ・ウエルビイ広島福祉用具センター
指定年月日	所 在 地	広島市安佐南区山本二丁目九番一八号 平成一九年一月一日